

E-18

友部(葉集社)

海外移住事業用・組織規程

外務省
43. 7. 16 和
印

LIBRARY

国際協力事業団

| | | |
|----------|------------|-----|
| 受入 月日 | '84. 8. 21 | 000 |
| | | 234 |
| 登録No. | 13395 | EM |

昭和38年8月15日 作成



| | | | | | |
|-----|------|------|-----|--|-----------------|
| 押本 | 北村 | 榎本 | 青木 | | 海外移住事業団組織規程 (案) |
| 8/9 | 8/19 | 8/19 | 9/2 | | 第1章 総則 |

(名称)

第1条 この事業団は、海外移住事業団法(昭和38年法律第124号)により設立し、海外移住事業団(以下「事業団」という。)と称する。

2 前項の名称は、英文ではJAPAN EMIGRATION SERVICEとし、略称をJEMISとする。

(根拠)

第2条 事業団の組織、職制及び事務分掌は、法令の定めるものの外、この規程の定めるところによる。

(構成)

第3条 事業団は、国内に本部を、海外に代表部、支部及び事業所を置き、必要に応じ、現地法人を設置する。

2 本部、代表部及び支部の名称及び位置は、別表1の通りとする。

3 支部の分担地域は、別表2の通りとする。

4 事業所の名称及び位置は、別表3の通りとする。

5 現地法人については、別に定める。

第2章 職員及び嘱託等

(職員の任免等)

第4条 事業団の職員は、理事長が任免する。

~ / ~

JICA LIBRARY



1023890157

第5条 職員の任免、分限、給与、表彰、懲戒、服務及び等級に関しては、別に定める。

(嘱託等)

第6条 職員の外、事業団に嘱託及び臨時職員を置くことができる。

2 嘱託及び臨時職員に関しては、別に定める。

第3章 職制及び事務分掌

(部、課等の設置)

第7条 本部には部を置き、部には課又は室を置く。

2 課には係を置くことができる。

3 この規程に定めるもののほか、必要に応じ、本部に、臨時に、部又はこれに準ずるものを置くことができる。

第8条 代表部及び支部には課を置くことができる。

(部長等)

第9条 部には部長を置く。

2 課には課長、室には室長を置く。

3 課には課長代理を置くことができる。

4 室には主任を置くことができる。

5 係には係長を置くことができる。

第10条 部長は、役員命を受けて、その部の事務を処理する。

2 課長又は室長は、部長を補佐し、その課又は室の事務を処理する。

3 課長代理は、課長を補佐し、その課の事務を整理する。

4 主任は、室長を補佐し、担当を命ぜられた事務を整理する。

5 係長は、課長を補佐し、担当を命ぜられた事務を整理する。

第4章 本 部

(内部部局)

第11条 本部に、次の5部を置く。

総 務 部
財 務 部
管 理 部
業 務 部
融 資 部

(各部の分課)

第12条 総務部に次の3課を置く。

総 務 課
企 画 課
調 査 課

2 財務部に次の2課を置く。

予 算 課
会 計 課

3 管理部に次の2課を置く。

啓 発 課
送 出 課

4 業務部に次の1室及び4課を置く。

技術指導室

ブラジル課

西語地域課

事業課

技術移住課

5 融資部に次の2課を置く。

管理課

貸付課

(総務課)

第13条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 事業団の組織に関すること。

(2) 秘書事務に関すること。

(3) 公印の管守に関すること。

(4) 職員の人事及び給与に関すること。

(5) 役員報酬及び旅費に関すること。

(6) 退職金に関すること。

(7) 職員の福利厚生及び保険に関すること。

(8) 役員・職員の出張及び渡航手続に関すること。

(9) 移住者輸送引卒業員に関すること。

(10) 職員の研修に関すること。

(11) 文書の授受、発送及び保存に関すること。

(12) 訴訟、登記、公告等に関すること。

(13) 労働組合及び労働協約に関すること。

- (14) 関係官庁、団体等との一般的連絡に関すること。
- (15) 会議の開催に関すること。
- (16) 自動車の使用及び運転手の監督に関すること。
- (17) 前各号に掲げるものゝ外、他課の所掌に属さない事務に関すること。

(企 画 課)

第14条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事業団の業務の基本的事項の企画に関すること。
- (2) 国際移住関係機関に関すること。
- (3) 業務方法書に関すること。
- (4) 運営審議会に関すること。
- (5) 規程案等の審査に関すること。

(調 査 課)

第15条 調査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 各種調査の企画及び調査に関すること。
- (2) 一般的統計の作成及び分析に関すること。
- (3) 調査報告書等の作成に関すること。
- (4) 資料の収集、整理及び保管に関すること。

(予 算 課)

第16条 予算課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画の認可手続に関すること。
- (2) 予算の編成及び配賦並びに資金計画に関すること。
- (3) 予算の流用及び繰越に関すること。

(4) 予算の実行の統制及び内部会計監査に関すること。

(5) 総括決算に関すること。

(会 計 課)

第17条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 本部会計に関する決算に関すること。

(2) 現金、預金、有価証券等の出納及び保管並びに経費の支出に関すること。

(3) 余裕金の運用並びに借入金の借入及び返済に関すること。

(4) 海外移住債権の発行に関すること。

(5) 交付金の申請及び受領手続に関すること。

(6) 財産、物品及び債務の管理に関すること。

(7) 物品等の購入契約その他の契約事務に関すること。

(8) 宿舍、電話その他の施設の管理に関すること。

(9) 営繕に関すること。

(10) 事務所内の取締に関すること。

(11) 給与等の支払いに関すること。

(12) 外貨予算に関すること。

(13) 海外送金に関すること。

(14) 公租公課に関すること。

(15) 部内の庶務に関すること。

(啓 発 課)

第18条 啓発課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 海外移住に関する知識の普及および啓発に関すること。

(2) 地方公共団体、地方海外協会、その他の関係団体との啓発活動に関する連絡に関すること。

(3) 地方海外協会職員の講習に関すること。

(4) 海外移住研修所に関すること。

(5) 部内の庶務に関すること。

(送 出 課)

第19条 送出課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 移住者の講習及び訓練に関すること。

(2) 移住者の渡航手続に関すること。

(3) 移住者の送及及び輸送に関すること。

(4) 移住者の支度金の支給に関すること。

(5) 移住あつせん所との連絡に関すること。

(技 術 指 導 室)

第20条 技術指導室においては、移住地における土木、営農その他の技術に関し専門的検討を行なう。

(ブ ラ ジ ル 課)

第21条 ブラジル課においては、部内の庶務に関する外、ブラジル国に係る次の事務をつかさどる。

(1) 移住者受入計画の立案及び実施に関すること。

(2) 移住相談に関すること。

(3) 移住者のあつせんに関すること。

(4) 移住者の受入及び定着に必要な援助及び指導に関すること。

(5) 移住地における施設、機械等の設置及び運営に関する

こと。

(西語地域課)

第22条 西語地域課においては、中南米におけるブラジル国以外の諸国に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 移住者受入計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 移住相談に関すること。
- (3) 移住者のあつせんに関すること。
- (4) 移住者の受入及び定着に必要な援助及び指導に関すること。
- (5) 移住地における施設、機械等の設置及び運営に関すること。

(事業課)

第23条 事業課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 移住地の調査、取得、造成、管理及び分譲に関すること。
- (2) 移住地の取得のあつせんに関すること。
- (3) 移住地に関連する事業計画の立案及び実施に関すること。

(技術移住課)

第24条 技術移住課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 技術移住に関する求人の受付、求職の相談、あつせん及び技術移住者の定着に必要な援助及び指導に関すること。
- (2) 技術移住の調査、啓発、講習及び訓練に関すること。

(5) 企業移住の調査及び推進に関すること。

(管理課)

第25条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 融資基準その他の融資及び渡航費貸付に関する諸基準の作成並びに海外における融資業務の指導監督に関すること。
- (2) 融資計画に関すること。
- (3) 渡航費貸付及び融資に係る債権の管理及び回収に関すること。
- (4) 融資先の業況考査及び監督に関すること。
- (5) 部内の庶務に関すること。

(貸付課)

第26条 貸付課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 渡航費の貸付に関すること。
- (2) 融資の申込受付、審査、決定及び実行に関すること。

第5章 附属機関

第27条 本部に附属機関として、海外移住研修所(以下「研修所」という。)を置く。

2 研修所は、群馬県に置く。

第28条 研修所に、所長を置く。

2 所長は、本部の命を受けて、次の事務を処理する。

- (1) 研修生の募集、選考及び入所に関すること。
- (2) 研修生の研修及び訓練に関すること。

(3) 研修終了者の海外への就職のあつせんに関すること。

第6章 代表部、支部及び事業所

(代 表 部)

第29条 代表部には代表を置く。

- 2 代表部には次長を置くことができる。
- 3 代表部の組織及び事務分掌は、別に定める。

(支 部)

第30条 支部には支部長を置く。

- 2 支部には次長を置くことができる。
- 3 支部長は、本部又は代表部の命を受け、支部の事務を処理する。
- 4 支部の組織及び事務分掌は、別に定める。

(事 業 所)

第31条 事業所には事業所長を置く。

- 2 事業所には次長を置くことができる。
- 3 事業所長は、支部長の命を受け、事業所の事務を処理する。

第7章 雑 則

(特 例)

第32条 各課においては、前各条の規定にかかわらず、理事
長が各課における事務処理の状況を勘案し、又は特に必要
があると認めて命じた事項の処理に関する事務をつかさ

どる。

第33条 この規程に定めるものゝ外、各課内の事務分掌は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和38年 7月15日 から施行する。

別表1. 本部 代表部 及び 支部の名称 及び 位置

| 名 称 | 位 置 |
|---|--|
| 本 部 | 東 京 都 |
| 代 表 部 (Sede de Representante Orcenal) | ブラジル国 グラナハラ州 リオ・デ ジネイロ (Rio de Janeiro, Estado de Guanabara, Brasil) |
| リオ・デ・ジネイロ支部 (Casa Filial em Rio de Janeiro) | ブラジル国 グラナハラ州 リオ・デ ジネイロ (Rio de Janeiro, Estado de Guanabara, Brasil) |
| サン・パウロ支部 (Casa Filial em São Paulo) | ブラジル国 サンパウロ州 サン パウロ (São Paulo, Estado de São Paulo, Brasil) |
| ベレン支部 (Casa Filial em Belem) | ブラジル国 パラー州 ベレン (Belem, Estado de Para, Brasil) |

レシフェ支部
(Casa Filial em Recife)

ブラジル国 ペルナンブー州
レシフェ
(Recife, Estado de Pernambuco, Brazil)

ポルトアレグレ支部
(Casa Filial em Porto Alegre)

ブラジル国 リオグランデ・ド・スール州
ポルトアレグレ
(Porto Alegre, Estado de Rio Grande do Sul, Brazil)

アスンシオン支部
(Sucursal em Asunción)

パラグアイ国 アスンシオン
(Asunción, Paraguay)

ブエノスアイレス支部
(Sucursal en Buenos Aires)

アルゼンチン国 ブエノスアイレス
(Buenos Aires, Argentina)

サンタクルス支部
(Sucursal en Santa Cruz)

ボリビア国 サンタクルス
(Santa Cruz, Bolivia)

サンクトドミンゴ支部
(Sucursal en Santo Domingo)

ドミニカ国 サンクトドミンゴ
(Santo Domingo, República Dominicana)

サンフランシスコ支部
(San Francisco Branch)

アメリカ合衆国 サンフランシスコ
(San Francisco, California, U.S.A.)

別表2 支部の分担地域

| 支部の名称 | 分担地域 |
|-------------|---|
| リオデジャネイロ支部 | ブラジル国リオデジャネイロ州、グデナバ州、エスピリト・サント州 |
| サンパウロ支部 | ブラジル国サンパウロ州、パラナ州、マト・グロソ州、ミナス州、ゴヤス州南部 |
| ベレン支部 | ブラジル国パラー州、アマソナス州、アクレ直轄州、ロンドニヤ直轄州、マラニオン州、リオ・フランコ直轄州、ゴヤス州北部 |
| レシフエ支部 | ブラジル国ペルナンブコ州、セアラ州、リオグランデ・ノルテ州、ピアウイ州、パライバ州、バイア州 |
| ホルト・アレグレ支部 | ブラジル国リオグランデ・ド・スール州、サンタ・カタリーナ州 |
| アスンシオン支部 | パラグワイ国全域 |
| ブエノス・アイレス支部 | アルゼンチン国全域 |

| 支部の名称 | 分担地域 |
|------------|-----------------|
| サンタクルス支部 | ホリビア国全域 |
| サンタドミンゴ支部 | ドミニカ国全域 |
| サンフランシスコ支部 | アメリカ合衆国カリフォルニア州 |

別表3 事業所の名称

リオデジャネイロ支部) ブラジル

✓ フンシャル事業所 (Agencia em Funchal)

サンパウロ支部) ブラジル

✓ バルセア事業所 (Agencia em Vargem)

✓ ピニヤール事業所 (Agencia em Pinhal)

✓ カタパラ事業所 (Agencia em Guatapara)

✓ ジャカレイ事業所 (Agencia em Jacareí)

サントアントニオ事業所 (Agencia em Santo Antonio)

チエテ事業所 (Agencia em Tietê)

ロンドリーナ事業所 (Agencia em Londrina)

✓ ドラードス事業所 (Agencia em Dourados)

プレジデント・プリデント事業所 (Agencia em Presidente Prudente)

モジダス・クルゼイロ事業所 (Agencia em Mogi das Cruzes)

パラナバイ事業所 (Agencia em Paranavaí)

(ベレン支部) ブラジル

✓ アソトマス事業所 (Agencia em Asoim)

マナウス事業所 (Agencia em Manaus)

- キナリ-辛業所 (Agencia em Quimalhi)
 ヲイア-ノ辛業所 (Agencia em Taiano)
 マカバ辛業所 (Agencia em Macapa)
 V サン・ルイス辛業所 (Agencia em São Luiz)
 (ロリオ)
 エンテ・アレグレ辛業所 (Agencia em Monte Alegre)

レニフェ支部) ブラジル

- V クビチエツク辛業所 (Agencia em Kubitschek)
 V ナタル辛業所 (Agencia em Natal)

ポルト・アレグレ支部) ブラジル

- クリチバ-ノス辛業所 (Agencia em Curitiba)
 (アスンシオン支部) パラグアイ

- V エンカルナシオン辛業所 (Agencia em Encarnación)
 V フランス辛業所 (Agencia em Frans)
 V アルト・パラナ辛業所 (Agencia em Alto Paraná)
 V イグアズ辛業所 (Agencia em Iguazu)

(アソシエ・アソシエ支部) アルゼンチン

- V ガルサパ辛業所 (Agencia em Garupé)

✓ アンゴラ 事務所 (Agencia en Angola)

サンタ・クルース 支部) ポレア

✓ サンファン 事務所 (Agencia en San Juan)

文 書 記 号 表

～昭 38. 8. 実施～

| | | 部 ・ 支 部 名 | 記 号 |
|-----|-----------------|-----------------------|-----|
| 本 部 | | 総 務 部 | G |
| | | 財 務 部 | F |
| | | 管 理 部 | C |
| | | 業 務 部 | M |
| | | 融 資 部 | L |
| | | 神 戸 駐 在 員 事 務 所 | W |
| | | 海 外 移 住 研 修 所 | X |
| 支 部 | | (伯) リ オ デ ジ ャ ネ イ ロ | J |
| | | サ ン パ ウ ロ | S |
| | | (ガ タ パ ラ) | K |
| | | ア マ ソ ン | Z |
| | | レ シ ー フ エ | R |
| | | ポ ル ト ア レ グ レ | T |
| | | ア ス ン シ オ ン | P |
| | | ブ エ ノ ス ア イ レ ス | A |
| | | サ ン タ ク ル ス | B |
| | | サ ン ト ド ミ ン ゴ | D |
| | サ ン フ ラ ン シ ス コ | N | |
| 部 外 | | 本 部 ・ 支 部 以 外 | E |

